(8)　資本調達手段に係る経過措置に関する事項

a　「適格旧Tier 1資本調達手段に係る算入上限額」とは、連結自己資本規制比率改正告示（金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき、最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（平成二十四年金融庁告示第二十九号）をいう。以下同じ。）附則第三条第一項の規定に従い、同項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧Tier 1資本調達手段に係る基準額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。

b　「適格旧Tier 2資本調達手段に係る算入上限額」とは、連結自己資本規制比率改正告示附則第三条第二項の規定に従い、同条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧Tier 2資本調達手段に係る基準額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。

○金融庁告示第十八号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十四条の二及び第五十二条の二十五並びに金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の十七第一項の規定に基づき、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成二十四年金融庁告示第八十一号）及び最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件の一部を改正する件（平成二十四年金融庁告示第八十二号）の一部を次のように改正し、平成二十五年三月三十一日から適用する。

平成二十五年三月二十八日

金融庁長官　畑中龍太郎

（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件の一部改正）

第一　銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件の一部を次のように改正する。

附則第二条中「次条において」を「以下」に改める。

附則に次の一条を加える。

（適格中央清算機関に係る経過措置）

第四条　この告示の適用の日から平成二十六年三月三十日までの間における新銀行告示第一条第七号の三の規定の適用については、同号中「提供している者」とあるのは、「提供している者又は提供しようとする者」と読み替えるものとする。

2　この告示の適用の日から平成二十六年三月三十日までの間における新持株告示第一条第七号の三の規定の適用については、同号中「提供している者」とあるのは、「提供している者又は提供しようとする者」と読み替えるものとする。

（最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件の一部改正）

第二　最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件の一部を次のように改正する。

附則第二条中「基準」の下に「（次条において「新連結自己資本規制比率告示」という。）」を加える。

附則に次の一条を加える。

（適格中央清算機関に係る経過措置）

第三条　この告示の適用の日から平成二十六年三月三十日までの間における新連結自己資本規制比率告示第一条第七号の三の規定の適用については、同号中「提供している者」とあるのは、「提供している者又は提供しようとする者」と読み替えるものとする。

○金融庁　財務省　経済産業省告示第四号

内閣府令　財務省令　経済産業省令

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年財経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年財務省・経済産業省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項（平成二十三年財経済産業省・財務省・金融庁告示第二号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月二十八日

金融庁長官　畑中龍太郎

財務大臣　麻生　太郎

経済産業大臣　茂木　敏充

第二条第一項中「次項に定める」の下に「自己資本の構成に関する開示事項、第三項に定める」を加え、「第三項」を「第四項」に改め、同条第三項各号列記以外の部分中「次に」を「次の各号に」に改め、同項中第一号及び第二号ヘを削り、同号トを同号チとし、同号ヘを同項第一号とし、同項第三号ヘ中「第二十条第一項第二号及び第五号」を「第六十条第二項第二号、第百六条、第百六十条第二項第二号及び第二百三十条」に、「資本控除した」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号イ(9)及びロ(3)中「自己資本から控除した」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される」に改め、同号ハ(9)及びニ(4)中「自己資本から控除した」を「百パーセントのリスク・ウェイトが適用される」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号を同項第六号とし、同項第八号中「第四条第三項第九号」を「第四条第四項第八号」に改め、ホを削り、ヘをホとし、同号を同項第七号とし、同項第九号を同項第八号とし、同項第十号を同項第九号とし、同項を同条第四項とし、同条第二項各号列記以外の部分中「次に」を「次の各号に」に改め、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同項第七号中「第十四条」を「第十四条各号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号を同項第七号とし、同項第九号を同項第八号とし、同項第十号を同項第九号とし、同項に次の一号を加え、同項を同条第三項とする。

十　貸借対照表の科目が前項に定める自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第一号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明

第二条第一項の次に次の一項を加える。

2　自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成しなければならない。

第三条中「前条第三項」を「前条第二項に定める自己資本の構成に関する開示事項、同条第三項第十号に定める貸借対照表の科目が同条第二項に定める自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第一号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明及び同条第四項」に、「同項」を「同条第三項第十号及び第四項」に改め、「と」の下に「同項中」を加え、同条に次の一項を加える。

2　前項に規定する中間事業年度に係る説明書類に記載すべき事項のうち、前条第二項に定める自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成しなければならない。